

保護者の皆様へ

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、り患した生徒は登校できません。（出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません。）

これらの感染症（別紙参照）の可能性があつて欠席させる場合には、授業開始時間前に学校へ連絡してください。また、診断の結果についても速やかに連絡をお願いします。医師の指示等により、他へ感染させるおそれがなくなり、登校させる際には、以下の「治癒証明書」を担任へご提出ください。

※ 病気の状況により医師の証明書を提出していただく場合があります。

き り と り

治癒証明書

東京都立東久留米総合高等学校長 殿

年 組 番 氏名

下記の疾患について ____月 ____日に医師の診断を受けました。

このため ____月 ____日 から ____月 ____日 まで欠席させていましたが、医師の診断により、登校させますのでご連絡します。

病名 _____

受診した医療機関名 _____

電話番号 _____

令和 ____年 ____月 ____日

保護者名 _____ 印